

6月1日から道路交通法が施行されます

新一年生が、ピカピカのランドセルを背負い、
真新しい黄色い帽子をかぶって元気に登校しています。

学校では交通安全教室が行われ、
基本的なルールについて指導がありました。
ここで、最近の交通事故の特徴と、
改正道路交通法についてお知らせします。

最近の交通事故の特徴

改正道路交通法のあらまし

○身近な道路における事故が多い
身近な道路で、歩行中に被害に遭
う事故が多く発生しています。

○悪質・危険運転者対策(平成19年9月)
飲酒運転した者の周辺者の罰則を
強化しました。
車、酒の提供をしたものを厳罰化
同乗することも禁止。

○単独の交通事故が多い
4月26日夜、塩野地区で自動車
民家の塀に衝突し、助手席の女性
が亡くなる死亡事故がありました。
○自転車による交通事故が昨年に比
べ大幅に増えている

○自転車利用者対策(平成20年6月)
普通自転車の歩道通行可能要件を
明確化します。
児童または幼児の乗用ヘルメッ
ト着用努力義務を導入します。

○高齢者による交通死亡事故が全体
の50%を超えている
高齢社会の進展に伴い、高齢ドラ
イバーが加害者となったり、高齢
歩行者が被害者となったりする交
通事故が増加しています。

○高齢運転者対策(平成20年6月)
75歳以上者及び聴覚障害者は、普
通自動車を運転する場合、それぞ
れ内閣府令で定める「高齢運転者
標識」「聴覚障害者標識」を表示し
なければなりません。

○被害軽減対策(平成20年6月)
後部座席のシートベルト着用が義
務化されます。

「おまわりさん、おはようござい
ます」「頑張ってください」…、今
日も私たちは子どもたちの笑顔と元
気な声に迎えられ、すがすがしい気
持ちで街頭に立っています。町の子
どもたちは、人情味あふれる土地柄
のよさでしょうか、素直で礼儀正し
く、また、その天真爛漫で豊かな表
情がとりわけ印象的です。

子どもたちから教えられるもの

御代田町交番所長 有賀公

最近、そんな子どもたちのさわや
かな光景を見かけました。私がある
朝、街頭に立っているときでした。
高学年の小学生3人が横断歩道で手
を上げて渡り終えると、止まってく
れた車の運転手さんに丁寧な頭を下
げあいさつしたのです。私は思わず、
その子どもたちを褒めました。が、
「親は子のかかみ」とも言います。そ
の姿から家庭・学校教育の大切さ、
大人の責任のあり方を教えられたよ
うな感動的な一場面でした。



北小学校交通安全教室

私たち職員一同は、そんな子ども
たちの姿に心を動かされ、大きなエ
ネルギーをもらいながら、「安全・安
心」な町づくりのために少しでも貢
献したいと、日夜頑張っています。
また、御代田町交通安全協会、防犯
協会、佐久少年警察ボランティア協
会御代田支部、学校ごとの見守り隊、
パトロール隊など日ごろ支援してい
ただいている各方面のボランティア
団体の皆さまには感謝申し上げます。
現代は、不透明な時代と言われ、
都市化現象の流れが顕著になってき
ました。御代田町も例外ではなく、
何が起きても不思議ではありません。
少子高齢化が叫ばれているなか、日
本の将来を担う子どもたちを守るこ
とが、今の大人に課せられた最大の
責務であると思います。

今後とも、皆さまのご支援、ご協
力を、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先 御代田町交番(32)20009

国民健康保険税の算定方式が変わります

後期高齢者支援金分の創設

平成19年度までの国民健康保険税の賦課区分は医療分と介護分から成り立っていましたが、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されたことに伴って、新たに後期高齢者支援金分が加わりました。

後期高齢者支援金分は、国保に加入している75歳未満のすべての人が、後期高齢者の保険給付に要する費用の一定額を負担して、後期高齢者医療制度を支えていくために賦課するものです。

課税限度額の見直し

政令の改正によって、課税限度額を、現行の医療分56万円から47万円に引き下げ、新たに創設された後期高齢者支援金分が12万円になります。介護分は9万円のまま据え置きになります。

問い合わせ先

税務課住民税係

(32) 3 1 1 1 (内線42・43)

保健福祉課健康推進係

(32) 2 5 5 4

●課税限度額比較表

平成19年度

医療分	560,000円
介護分	90,000円



平成20年度

医療分	470,000円
支援金分	120,000円
介護分	90,000円

●税率比較表

平成19年度

賦課区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.5%	24.0%	26,000円	27,000円
介護分	1.5%	4.5%	9,500円	6,000円



平成20年度

賦課区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	5.7%	14.0%	21,000円	22,000円
支援金分	1.8%	10.0%	5,000円	5,000円
介護分	1.5%	4.5%	9,500円	6,000円

国民年金学生納付特例制度のお知らせ

20歳以上の学生で国民年金に加入しているみなさんへ

学生納付特例制度は、在学期間中の国民年金保険料を猶予する制度です。大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学する20歳以上の人で、学生本人の所得が118万円以下の方が対称になります。

手続きはどのくらいできるの？

保健福祉課健康推進係(人権啓発センター2階)に申請書を用意しています。手続きには学生証の写しや在学証明書、印鑑が必要になります。※前年の所得を確認するため申請は毎年行ってください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32) 2 5 5 4



年金の手続きには年金手帳が必要です。大切に保管してください。

どんなメリットがあるの？

メリット①

在学期間中のケガや病気などで障害が残ったり、死亡したりといった万が一の時に、保険料を納めた期間が3分の2未満か直近1年間に保険料の未納があった場合、障害基礎年金を受給できません。

学生納付特例制度の承認を受けている期間は未納扱いにならないので、受給資格が発生します。

メリット②

学生納付特例の承認を受けた人で、老齢基礎年金を満額受給したい人は、社会人になってから年金を納めるようにしてください。学生納付特例の承認を受けた期間は、受給資格期間にはなりませんが、年金額には反映されません。

学生納付特例の承認を受けた期間は、承認されてから10年間保険料を納めること(追納)ができます。

※老齢基礎年金を受給するためには、年金資格期間(保険料納付済期間、免除・猶予承認期間等)が35年以上(満額受給するためには40年以上の保険料納付期間)が必要です。